

## 転出入に係る幼児教育・保育無償化の手続きについて

行橋市と他市町村間で転出入があった場合、幼稚園等に通っている方は転出入に係る幼児教育・保育の無償化に関する手続きが必要となります。住所地を異動したが、引き続き同じ施設に通園する場合も申請手続きは必要です。

下記に該当する項目の提出書類を揃え、子ども支援課子ども未来係宛てに提出してください。転出入の手続きをしない(遅れる)場合、幼児教育・保育の無償化に係る認定期間に空白期間が生じると、その期間については無償化給付の対象外となりますので必ず申請手続きを行ってください。

項 目	提出書類	提出期限
行橋市から 他市町村へ 転出される 場合。	<p>①施設等利用給付認定取消届(※引続き転出先自治体より通う場合も必要)</p> <p>※行橋市での認定は原則転出日から認定取消しとなります。</p> <p>※転出先で幼児教育・保育無償化の給付を受けるには転出先の市町村において新たに申請手続きが必要です。申請方法については転出先の市町村にお問い合わせください。</p>	<p>転出日の1週間前まで</p> <p>もしくは</p> <p>転出日まで</p>
他市町村から 行橋市へ 転入された 場合。 ※預かり保育 利用の有無に よって提出書 類が異なりま す。	<p><b>【預かり保育を利用しない方】</b></p> <p>①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号・2号・3号)</p> <p>② ・個人番号の利用に関する同意書(父母それぞれ1部ずつ)</p> <p>・本人確認書類の写し(父母それぞれ1部ずつ)</p> <p>※父母どちらかが単身赴任等の場合や転入日が異なる場合は、課税証明書を求める場合があります。</p> <p><b>【預かり保育を利用する方】</b></p> <p>①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号・2号・3号)</p> <p>② ・個人番号の利用に関する同意書(父母それぞれ1部ずつ)</p> <p>・本人確認書類の写し(父母それぞれ1部ずつ)</p> <p>※父母どちらかが単身赴任等の場合や転入日が異なる場合は、課税証明書を求める場合があります。</p> <p>③保育の必要性を確認できる書類(P.3参照)</p> <p>※父母それぞれ1部ずつ必要。</p>	<p>転入日まで</p> <p>※転入日を過ぎて申請があった場合、行橋市が申請を受理した日からの認定となります。</p>

※認定は原則、申請日(行橋市が申請を受理した日)より前に遡って行うことができません。転入日までに申請を行ってください。転入日を過ぎて認定申請があった場合、認定日は申請日以降となります。

(注)行橋市に転入予定の方で既に転入前の自治体で認定を受けている場合は、行橋市に転入した日から行橋市で認定を受ける必要があります。あらかじめ提出書類を準備し、転入手続きを行った日もしくは、事前に申請してください。

## 保育の必要性とは

保護者のいずれもが保育をできない状況にある(下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当している)ことを「保育の必要性がある」といいます。

保育を必要とする事由	保護者の状況	支給認定の期間(入園できる期間)
① 就労	月48時間以上就労	就労が継続している期間(育児休業中は除く)
② 妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない状態	出産予定日の2か月前にあたる日の月の初日から出産後3か月を経過する日の月末まで
③ 疾病・障がい	保護者が疾病で入通院している場合や障がいがある場合	疾病等が回復するまで 入院・療養を要しなくなる月の月末まで(最長年度末まで)
④ 介護・看護	同居、又は長期入院等している親族(就園児を除く)の介護・看護が常時必要である場合(月48時間以上)	介護・看護の必要がなくなるまで(最長年度末まで)
⑤ 災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあっている場合	災害の復旧が終了する月の末日まで(最長年度末まで)
⑥ 求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	3ヵ月間 ▼注1)
⑦ 就学	保護者が学校に通っている場合や、ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合(月48時間以上)	在学・訓練期間中(就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで)
⑧ 虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
⑨ 育児休業	すでに預かり保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合 ▼注2)	育児休業に係る子どもが満1歳になる月の前月末まで  (例)下の子の誕生日が令和5年10月25日の場合 ⇒育児休業認定は令和6年9月30日まで
⑩ その他	上記以外で保育を必要とする事情がある場合	必要と認められる期間

※認定を受けた場合の有効期間は、保育の必要性の事由によって異なります。

父母の認定事由が異なる場合は、有効期間のより短い方が認定の事由となります。

※認定有効期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合、認定は取消となります。

▼注1)1度の求職認定での期間は**最長3ヶ月**です。延長はできません。認定期間終了までに就職先が決まっていない場合、翌月より認定することはできません。ただし、1度就労しその後再び、求職認定を受ける事も可能です。1年間に求職認定を取得できる期間は**6ヵ月**までです。

(例)求職認定①(4月～6月)→就労認定(7月～8月)→求職認定②(9月～11月) ※①+②=6ヵ月

▼注2)在園児以外の子の育児休業は、原則として新2号・新3号認定を受けることはできません。ただし、育児休業に入る前から預かり保育等を利用している場合に限り、下の子が満1歳を迎える前月末まで認定を受けられます。